

越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正案について

～厚生労働省基準省令（身体拘束等の禁止）の改正における独自基準の追加～

越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に向け、市民の皆様のご意見を募集するためパブリックコメントを実施します。

1. 意見の募集

(1) 募集期間 令和3年1月15日（金）～令和3年2月13日（土）

(2) 改正内容 越谷市では、児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスについて、事業所の指定権者として安定的な制度運営を図るため、厚生労働省が定める省令に沿って上記条例を制定しています。

この度、国の基準省令において「身体拘束等の禁止」の項目について改正があることから、本市条例も基準省令に基づいた内容に改正するとともに、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、「利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明すること」、また「十分な理解を得るよう努めること」を明記した独自の基準を追加した改正内容としています。

(3) 閲覧場所 越谷市ホームページ、情報公開センター（本庁舎2階）、各地区センター・公民館、北部・南部出張所、子育て支援課（第2庁舎2階）

(4) 提出方法 以下のいずれかの方法によりご提出ください。

①電子メール (kosodate@city.koshigaya.lg.jp) へ送信

②(3)に掲げる施設に設置している意見募集箱に投函

③下記提出先に郵送又はご持参（FAX可）

【提出先等】 越谷市子ども家庭部子育て支援課

住所 〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話 048-963-9165（直通）

FAX 048-963-3987

(5) その他 ご意見に対する個別回答はいたしません。また、電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。

2. 省令改正案の概要

今般の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正する厚生労働省令案では、当該障害福祉サービス等を利用する方への利用者保護とサービス提供事業者に対する責務を厳格化した改正案とされております。

特に「身体拘束」の禁止事項については、身体拘束の適正化を図るため、その対策を検討する委員会の定期的な開催や従業者への周知徹底、指針の整備、従業者への研修の実施等が義務付けられています。

3. 条例改正案の内容

厚生労働省の基準省令を受け、本市においても「越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正する必要があります。このため、基準省令と同様に「身体的拘束等の禁止」において新たな事項を追加するとともに、本市独自の取組みとして、「やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、身体的拘束等を行った場合は、」を追加し、利用者及びその家族の視点に立った、条例改正案としています。

4. 条例改正案抜粋（新旧対照表）

次ページのとおり。

越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>第2章 (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、<u>その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等のための適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>	<p>第2章 (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>新規</p>

